

議案第10号

平成28年度飯能市双柳南部土地区画整理特別会計補正予算（第3号）案

平成28年度飯能市の双柳南部土地区画整理特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成29年2月16日提出

飯能市長 大久保 勝

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	物件移転等補償	17,100 千円